府令

日号外ページ

○内閣府

六一 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令　一六 246 七

六二 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　二二 250 一

六三 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令　二四 三

六四 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令　二八 253 三三

六五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則　二八 253 三三

六六 公共施設等運営権登録令施行規則　二八 253 三四

六七 構造改革特別区域法施行規則及び地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令　二九 二

府令・省令

○内閣府、法務省

二 社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令　一六 246 一四

○内閣府、財務省

四 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第八章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令　二八 253 四六

○内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

一 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令　一六 246 一四

○内閣府、財務省、農林水産省

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第八章に規定する農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等に関する命令　二八 253 四七

○内閣府、財務省、経済産業省

四 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令　一六 246 一四

○内閣府、厚生労働省

七 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令　一六 246 一四

○内閣府、国土交通省

三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則及び内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令の一部を改正する命令　一六 246 一四

○内閣府、農林水産省

八 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令　二八 253 四七

○内閣府、国土交通省

三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則及び内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令の一部を改正する命令　三〇 256 二

省令

○総務省

一四八 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一八 四

一四九 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令　二八 253 五二

一五〇 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二八 253 五三

一五一 総務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令　三〇 二

一五二 無線局免許手続規則の一部を改正する省令　三〇 二

○総務省、国土交通省

二 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に基づく基本計画の協議書に添付すべき図書を定める省令　三〇 256 二

○法務省

三一 司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令　七 一

三二 昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令　一六 一

三三 会社法施行規則等の一部を改正する省令　一六 一

三四 登記事務委任規則の一部を改正する省令　二四 三

三五 土地改良登記規則の一部を改正する省令　二八 253 五三

三六 法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令　三〇 二

○財務省

七三 株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令　九 241 一

七四 財務省組織規則の一部を改正する省令　一〇 一

七五 法人税法施行規則の一部を改正する省令　二二 250 一

七六 所得税法施行規則の一部を改正する省令　二二 250 三

七七 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令　二二 250 三

七八 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二二 250 四

七九 債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令　二四 三

八〇 財務省組織規則の一部を改正する省令　二四 三

八一 減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び法人税法施行規則の一部を改正する省令　二八 253 五三

八二 財務省組織規則の一部を改正する省令　二八 253 五四

八三 関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令　三〇 256 二